## 議案第30号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年7月13日

(提出者) 世田谷区教育委員会 教育長 渡部 理枝

## (提案説明)

区立認定こども園保育料条例の改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置に係る規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則(平成28年2月世田谷区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の4第1項中「第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び」を「第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「別表第1備考第5項」を「別表第1備考第4項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条中「別表第1備考第1項第5号」を「別表第1備考第1項第4号」に、「別表第1備考第1項第4号」を「別表第1備考第1項第3号」に改める。

第6条第1項中「保育料額決定通知書(第1号様式)又は」を削り、同条第2項中「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条第3項中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第4項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第5項中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第7条第3項中「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条第4項中「第7号様式」を「第6号様式」に、「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

第12条第3項中「第9号様式」を「第8号様式」に改める。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式から第9号様式まで を1号ずつ繰り上げる。

附則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条の4第1項の改正 規定及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式から第5号様式まで、第7号様式及び第8号様式の規定により作成され、交付されている延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、給食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書は、それぞれこの規則による改正後の第1号様式から第4号様式まで、第6号様式及び第7号様式の規定により作成され、交付された延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、純食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第9号様式の規定

に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則

平成28年2月26日世教委規則第5号

改正

平成28年9月29日世教委規則第17号 平成29年8月31日世教委規則第14号 平成30年8月31日世教委規則第11号 平成30年10月12日世教委規則第13号 令和元年10月1日世教委規則第14号 令和3年●月●日世教委規則第 号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則

(趣旨)

|第1条 この規則は、世田谷区立認定こども園保育料条例(平成27年|第1条 この規則は、世田谷区立認定こども園保育料条例(平成27年| | 12月世田谷区条例第70号。以下「条例」という。) の施行について| | 12月世田谷区条例第70号。以下「条例」という。) の施行について 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

|第2条 この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支||第2条 この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支| |接法(平成24年法律第65号)及び条例において使用する用語の例によ|接法(平成24年法律第65号)及び条例において使用する用語の例によ| る。

(保育等を受ける子どもに係る保育料及び給食費の額の算定)

|第3条 特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を受ける教育・||第3条 特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を受ける教育・ 規則第3条第2項及び第3項中「区長」とあるのは、「世田谷区教

改正前

○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則

平成28年2月26日世教委規則第5号

改正

平成28年9月29日世教委規則第17号 平成29年8月31日世教委規則第14号 平成30年8月31日世教委規則第11号 平成30年10月12日世教委規則第13号 令和元年10月1日世教委規則第14号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則

(趣旨)

必要な事項を定めるものとする。

(定義)

(保育等を受ける子どもに係る保育料及び給食費の額の算定)

|保育給付認定子ども(以下「保育等を受ける子ども」という。)に | 保育給付認定子ども(以下「保育等を受ける子ども」という。)に | 係る条例第3条の規定による保育料及び条例第5条の規定による給は係る条例第3条の規定による保育料及び条例第5条の規定による給 食費の額の算定については、世田谷区保育料条例施行規則(平成27 食費の額の算定については、世田谷区保育料条例施行規則(平成27 |年3月世田谷区規則第43号。以下「区保育料規則」という。)第3||年3月世田谷区規則第43号。以下「区保育料規則」という。)第3| 条から第5条までの規定を準用する。この場合において、区保育料 条から第5条までの規定を準用する。この場合において、区保育料 規則第3条第2項及び第3項中「区長」とあるのは、「世田谷区教

育委員会」と読み替えるものとする。

(教育等を受ける子どもに係る給食費の額の算定)

- 育・保育給付認定子ども(以下「教育等を受ける子ども」という。) 認定こども園を利用する教育等を受ける子どもと同一の世帯に属 し、かつ、生計を一にする当該教育等を受ける子どもの保護者及び それ以外の者の所得割課税額(条例別表第1備考第1項第1号に規 定する所得割課税額をいう。以下同じ。)の合計額により同条第1 項に規定する世帯の所得の状況(以下「世帯の所得の状況」という。) を認定し、算定するものとする。
- 2 教育等を受ける子どもの保護者は、毎年世田谷区教育委員会(以2 教育等を受ける子どもの保護者は、毎年世田谷区教育委員会(以 下「委員会」という。)が指定する期日までに教育等を受ける子ど もの属する世帯の所得の状況を証明する書類(以下「証明書類」と いう。)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が公 簿等により確認することができるときその他証明書類を提出する必 要がないと認めるときは、この限りでない。

(教育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することがで きない場合)

|第3条の3 条例別表第1備考第2項の教育・保育給付認定子どもの||第3条の3 条例別表第1備考第2項の教育・保育給付認定子どもの 属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、証明書類 の提出がない場合(前条第2項ただし書の規定に該当する場合を除 く。)とする。

(教育等を受ける子どもに係る所得割課税額の計算の特例)

定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8 及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5 条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5 改正前

育委員会」と読み替えるものとする。

(教育等を受ける子どもに係る給食費の額の算定)

- |第3条の2 特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を受ける教|第3条の2 特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を受ける教 育・保育給付認定子ども(以下「教育等を受ける子ども」という。) に係る条例第5条の規定による給食費の額の算定については、区立 に係る条例第5条の規定による給食費の額の算定については、区立 認定こども園を利用する教育等を受ける子どもと同一の世帯に属 し、かつ、生計を一にする当該教育等を受ける子どもの保護者及び それ以外の者の所得割課税額(条例別表第1備考第1項第1号に規 定する所得割課税額をいう。以下同じ。)の合計額により同条第1 項に規定する世帯の所得の状況(以下「世帯の所得の状況」という。) を認定し、算定するものとする。
  - 下「委員会」という。)が指定する期日までに教育等を受ける子ど もの属する世帯の所得の状況を証明する書類(以下「証明書類」と いう。)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が公 簿等により確認することができるときその他証明書類を提出する必 要がないと認めるときは、この限りでない。

(教育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することがで きない場合)

属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、証明書類 の提出がない場合(前条第2項ただし書の規定に該当する場合を除 く。)とする。

(教育等を受ける子どもに係る所得割課税額の計算の特例)

|第3条の4 条例別表第1備考第1項第1号の規則で定める法令の規||第3条の4 条例別表第1備考第1項第1号の規則で定める法令の規| 定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8 及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5 条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条第4項から第6項

までの規定とする。

項、第7条の3第2項並びに第45条第4項から第6項までの規定と する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 条例別表第1備考第4項の規定による規則で定める所得割課税額3 条例別表第1備考第5項の規定による規則で定める所得割課税額 は、当該年(4月から8月までにあっては、前年)の1月1日現在 は、当該年(4月から8月までにあっては、前年)の1月1日現在 において区内に住所を有していたものとして計算する。

(多子世帯の給食費の額)

- |第4条 | 教育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世||第4条 | 教育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世| 帯の給食費の額は、所得割課税額が77,100円を超える世帯であり、 かつ、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する者又は小学校1 年生から3年生までの児童が3人以上ある世帯である場合におい 年生から3年生までの児童が3人以上ある世帯である場合におい て、そのうち最年長者でなく、かつ、その次の年長者でない教育等して、そのうち最年長者でなく、かつ、その次の年長者でない教育等 を受ける子どもについては、月額1,900円とする。

2 条例別表第1備考第4項の規定による規則で定める所得割課税額 は、所得割課税額から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める額に世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号) 第18条第1項に規定する税率を乗じて得た額を減じた額とする。 だし、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定す る合計所得金額をいう。以下同じ。)が1,250,000円以下である者に ついては、その者の所得割課税額は、零とする。

改正前

- (1) 世帯の所得の状況の認定に係る母(次号に掲げる者を除く 260,000円
- (2) 世帯の所得の状況の認定に係る母であって、前年の合計所得 金額が5,000,000円以下であるもの 300,000円
- (3) 世帯の所得の状況の認定に係る父であって、前年の合計所得 金額が5,000,000円以下であるもの 260,000円
- において区内に住所を有していたものとして計算する。

(多子世帯の給食費の額)

- 帯の給食費の額は、所得割課税額が77,100円を超える世帯であり、 かつ、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する者又は小学校1 を受ける子どもについては、月額1,900円とする。
- 2 保育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世帯の2 保育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世帯の 給食費の額は、区保育料規則第6条の3の規定を準用する。この場は食費の額は、区保育料規則第6条の3の規定を準用する。この場 合において、同条第1項中「条例第5条の3」とあるのは「世田谷」合において、同条第1項中「条例第5条の3」とあるのは「世田谷

区立認定こども園保育料条例第6条」と、同条第2項中「区長」と あるのは「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。

(保育短時間による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る) 延長保育料)

例第54号。以下「区保育料条例」という。)別表第1備考第1項第 4号に規定する保育短時間をいう。)による保育を受ける教育・保 育給付認定子どもに係る延長保育料は、保育標準時間(区保育料条 例別表第1備考第1項第3号に規定する保育標準時間をいう。)の 保育時間を超えて行う保育について徴収するものとし、その額は、 区保育料条例別表第2に定めるとおりとする。

(保育料等の額の決定等の通知)

- 園) 承諾書により行うものとする。
- 育料額決定通知書(第1号様式)又は延長保育承諾書(世田谷区教 育料額決定通知書(第2号様式)又は延長保育承諾書(世田谷区教 育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調 育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調 整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規 整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規 則第5号)第22号様式)により行うものとする。
- 3 条例第8条の規定による延長保育料の額の変更の通知は、延長保3 条例第8条の規定による延長保育料の額の変更の通知は、延長保 育料額変更通知書(第2号様式)により行うものとする。
- 定通知書(第3号様式)により行うものとする。
- 5 条例第8条の規定による給食費の額の変更の通知は、給食費額変 5 条例第8条の規定による給食費の額の変更の通知は、給食費額変 更通知書(第4号様式)により行うものとする。

区立認定こども園保育料条例第6条」と、同条第2項中「区長」と あるのは「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。

(保育短時間による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る 延長保育料)

第5条 保育短時間(世田谷区保育料条例(平成26年12月世田谷区条第5条 保育短時間(世田谷区保育料条例(平成26年12月世田谷区条 例第54号。以下「区保育料条例」という。)別表第1備考第1項第 5号に規定する保育短時間をいう。)による保育を受ける教育・保 育給付認定子どもに係る延長保育料は、保育標準時間(区保育料条 例別表第1備考第1項第4号に規定する保育標準時間をいう。)の 保育時間を超えて行う保育について徴収するものとし、その額は、 区保育料条例別表第2に定めるとおりとする。

(保育料等の額の決定等の通知)

- |第6条 条例第8条の規定による保育料の額の決定の通知は、入園(転<mark>)</mark>第6条 条例第8条の規定による保育料の額の決定の通知は、<mark>保育料</mark> 額決定通知書(第1号様式)又は入園(転園)承諾書により行うも のとする。
- 2 条例第8条の規定による延長保育料の額の決定の通知は、延長保2 条例第8条の規定による延長保育料の額の決定の通知は、延長保 則第5号)第22号様式)により行うものとする。
  - 育料額変更通知書(第3号様式)により行うものとする。
- 4 条例第8条の規定による給食費の額の決定の通知は、給食費額決4 条例第8条の規定による給食費の額の決定の通知は、給食費額決 定通知書(第4号様式)により行うものとする。
  - 更通知書(第5号様式)により行うものとする。
  - 条例第8条の規定による預かり保育料の額の決定の通知は、預か6 条例第8条の規定による預かり保育料の額の決定の通知は、預か り保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書(世田谷区立幼稚園)り保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書(世田谷区立幼稚園

預かり保育規則(平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号)第 3号様式)により行うものとする。

(減免)

- |第7条 委員会は、条例第9条の規定により次の各号のいずれかに該<mark>第7条 委員会は、条例第9条の規定により次の各号のいずれかに該</mark> 当する場合は、当該各号に定めるところにより、延長保育料、給食 費又は預かり保育料(以下「延長保育料等」という。)を減額し、 又は免除することができるものとする。
  - (1) 教育等を受ける子ども及びその保護者又は扶養義務者の責に 帰すことができない事由により給食の提供を受けることができな いとき 委員会が相当と認める額(給食費に係るものに限る。)
  - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が延長保育料等を減額し、 又は免除することが必要と認めるとき 委員会が相当と認める額
- 2 前項に規定するもののほか、保育等を受ける子どもに係る条例第2 9条の規定による延長保育料又は給食費の減額又は免除について は、区保育料規則第10条第1項及び第2項の規定を準用する。この 場合において、同条第1項中「条例第7条」とあるのは「世田谷区 立認定こども園保育料条例第9条」と、同条第2項中「区長」とあ るのは「世田谷区教育委員会」と、「第3条第2項ただし書」とあ るのは「第3条第2項ただし書又は世田谷区立認定こども園保育料 条例施行規則第3条の2第2項ただし書」と読み替えるものとする。
- 区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者3 又は扶養義務者は、条例第9条の規定による延長保育料等の減額又 は免除(以下「延長保育料等の減額又は免除」という。)を受けよ うとするときは、延長保育料等減額・免除申込書(第5号様式。以 下「減免申込書」という。)に委員会が必要と認める書類を添えて 委員会に提出しなければならない。ただし、減免申込書を提出する 必要がないと委員会が認めるときは、当該減免申込書の提出を省略 することができる。

改正前

預かり保育規則(平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号)第 3号様式)により行うものとする。 (減免)

- 当する場合は、当該各号に定めるところにより、延長保育料、給食 費又は預かり保育料(以下「延長保育料等」という。)を減額し、 又は免除することができるものとする。
- (1) 教育等を受ける子ども及びその保護者又は扶養義務者の責に 帰すことができない事由により給食の提供を受けることができな いとき 委員会が相当と認める額(給食費に係るものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が延長保育料等を減額し、

又は免除することが必要と認めるとき 委員会が相当と認める額 前項に規定するもののほか、保育等を受ける子どもに係る条例第 9条の規定による延長保育料又は給食費の減額又は免除について は、区保育料規則第10条第1項及び第2項の規定を準用する。この 場合において、同条第1項中「条例第7条」とあるのは「世田谷区 立認定こども園保育料条例第9条」と、同条第2項中「区長」とあ るのは「世田谷区教育委員会」と、「第3条第2項ただし書」とあ るのは「第3条第2項ただし書又は世田谷区立認定こども園保育料 条例施行規則第3条の2第2項ただし書」と読み替えるものとする。 区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者 又は扶養義務者は、条例第9条の規定による延長保育料等の減額又 は免除(以下「延長保育料等の減額又は免除」という。)を受けよ うとするときは、延長保育料等減額・免除申込書(第6号様式。以 下「減免申込書」という。)に委員会が必要と認める書類を添えて 委員会に提出しなければならない。ただし、減免申込書を提出する 必要がないと委員会が認めるときは、当該減免申込書の提出を省略 することができる。

- 4 委員会は、減免申込書の提出があった場合(前項ただし書の規定 4 委員会は、減免申込書の提出があった場合(前項ただし書の規定 により減免申込書を提出する必要がないと認めた場合を含む。)に おいて、延長保育料等の減額又は免除をすることを決定したときは 延長保育料等減額・免除決定通知書(第6号様式)により、延長保 育料等の減額又は免除をしないことを決定したときは延長保育料等 減額・免除却下通知書(第7号様式)により、当該減免申込書を提 出した者(同項ただし書の規定により減免申込書の提出を省略した 者を含む。) に通知するものとする。
- 免除は、減免申込書の提出があった日の属する年度において、区立 認定こども園の利用を開始した日の属する月から行うものとする。 ただし、世帯の状況等の変更により給食費又は預かり保育料の減額 又は免除を決定した場合は、当該変更が生じた日の属する月から給 食費又は預かり保育料の減額又は免除を行うものとする。
- 除を行う月については、区保育料規則第10条第5項の規定を準用す る。この場合において、同項第4号中「区長」とあるのは、「世田 谷区教育委員会」と読み替えるものとする。

(世帯の所得の状況等の変更による延長保育料又は給食費の額の変 更)

- |第8条 教育・保育給付認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定|第8条 教育・保育給付認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定| 類その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出することにより 届け出なければならない。ただし、委員会が公簿等により確認する ことができるときその他必要がないと認めるときは、この限りでな V )
- 2 委員会は、教育等を受ける子どもの保護者から前項の規定による2 委員会は、教育等を受ける子どもの保護者から前項の規定による 届出があった場合(同項ただし書の規定に該当する場合を含む。)

- により減免申込書を提出する必要がないと認めた場合を含む。)に おいて、延長保育料等の減額又は免除をすることを決定したときは 延長保育料等減額・免除決定通知書(第7号様式)により、延長保 育料等の減額又は免除をしないことを決定したときは延長保育料等 減額・免除却下通知書(第8号様式)により、当該減免申込書を提 出した者(同項ただし書の規定により減免申込書の提出を省略した 者を含む。) に通知するものとする。
- 5 教育等を受ける子どもに係る給食費又は預かり保育料の減額又は5 教育等を受ける子どもに係る給食費又は預かり保育料の減額又は 免除は、減免申込書の提出があった日の属する年度において、区立 認定こども園の利用を開始した日の属する月から行うものとする。 ただし、世帯の状況等の変更により給食費又は預かり保育料の減額 又は免除を決定した場合は、当該変更が生じた日の属する月から給 食費又は預かり保育料の減額又は免除を行うものとする。
  - 保育等を受ける子どもに係る延長保育料又は給食費の減額又は免6 保育等を受ける子どもに係る延長保育料又は給食費の減額又は免 除を行う月については、区保育料規則第10条第5項の規定を準用す る。この場合において、同項第4号中「区長」とあるのは、「世田 谷区教育委員会」と読み替えるものとする。

(世帯の所得の状況等の変更による延長保育料又は給食費の額の変

- 子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったときは、証明書といるの属する世帯の所得の状況等に変更があったときは、証明書 類その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出することにより 届け出なければならない。ただし、委員会が公簿等により確認する ことができるときその他必要がないと認めるときは、この限りでな 1
  - 届出があった場合(同項ただし書の規定に該当する場合を含む。)

において、教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況等に変 更があったと認めるときは、当該届出のあった日(同項ただし書の 規定に該当する場合においては、委員会が当該変更を認める日。以 下この項において同じ。)の属する月の翌月(その日が月の初日で あるときは、その日の属する月。以下この項において「認定月」と 合において、委員会は、必要があると認めるときは、認定月前の月 の額を変更することができるものとする。

- 3 保育等を受ける子どもに係る世帯の所得の状況等の変更があった|3 保育等を受ける子どもに係る世帯の所得の状況等の変更があった| 長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は 給食費の額の変更)
- 変更することができるものとする。
- 2 前項の場合において、委員会は、世帯の所得の状況等を確認する2 前項の場合において、委員会は、世帯の所得の状況等を確認する て給食費の額を変更するものとする。
- 3 保育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することがで3 保育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することがで 料規則第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」 とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (延長保育料又は給食費の変更等の処理)

において、教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況等に変 更があったと認めるときは、当該届出のあった日(同項ただし書の 規定に該当する場合においては、委員会が当該変更を認める日。以 下この項において同じ。)の属する月の翌月(その日が月の初日で あるときは、その日の属する月。以下この項において「認定月」と いう。)以後の月分の給食費の額を変更することができる。この場 いう。)以後の月分の給食費の額を変更することができる。この場 合において、委員会は、必要があると認めるときは、認定月前の月 - 分(当該届出のあった日の属する年度内の月分に限る。)の給食費|--分(当該届出のあった日の属する年度内の月分に限る。)の給食費| の額を変更することができるものとする。

- 場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則 場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則 - 第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区| 第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区| 長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は 給食費の額の変更)
- |第8条の2 委員会は、条例別表第1備考第2項の規定により決定し||第8条の2 委員会は、条例別表第1備考第2項の規定により決定し た教育等を受ける子どもに係る給食費については、当該給食費に係した教育等を受ける子どもに係る給食費については、当該給食費に係 る給食の提供が行われる期間の属する年度の末日までに、委員会が る給食の提供が行われる期間の属する年度の末日までに、委員会が 世帯の所得の状況等を確認することができた場合に限り、その額を世帯の所得の状況等を確認することができた場合に限り、その額を 変更することができるものとする。
  - ことができ、税額が判明したときは、その年度に限り、4月に溯っ ことができ、税額が判明したときは、その年度に限り、4月に溯っ て給食費の額を変更するものとする。
  - きない場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育」きない場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育 料規則第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」 とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (延長保育料又は給食費の変更等の処理)

- 徴収については、次に定めるところにより処理するものとする。
  - (1) 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が減額と なる場合は、原則としてその年度に限り、更正すべき月に遡って 延長保育料又は給食費を変更する。
  - (2) 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が増額と なる場合は、当該変更となる事由が判明した日の属する月の翌月 から延長保育料又は給食費を変更する。
  - (3) 月の中途において延長保育料又は給食費を変更する事由が生 じた場合は、翌月から変更し、徴収する。

(海外帰国者に係る所得の状況の認定)

- |第10条 海外帰国者(外国での勤務等により海外に居住していた教|第10条 海外帰国者(外国での勤務等により海外に居住していた教| 育・保育給付認定子どもの保護者であって、1月2日以降に帰国し たことにより、区立認定こども園を利用しようとする年度において 区市町村民税が課税されていない者をいう。)の所得の状況の認定 については、次に定めるとおりとする。
  - (1) 前年に所得があることが明らかである場合は、前年の1月か (1) 前年に所得があることが明らかである場合は、前年の1月か ら12月までの所得について、勤務先が発行した所得を証明する書 類(次号において「所得証明」という。)により所得割課税額を 算定する。
  - (2) 所得証明において所得が外貨で表示されている場合は、所得 のあった年における最後の為替レートで所得を換算する。
  - (3) 留学のため海外に居住していた場合は、留学先の学校等が発 行した在学証明書等により、所得がなかったものとみなす。 (督促)
- |第11条 条例第11条第1項の規定による延長保育料及び給食費に係る|第11条 条例第11条第1項の規定による延長保育料及び給食費に係る| 督促の期間は、条例第10条第1項に規定する納付期限の翌日から次 の各号に掲げる月分の延長保育料及び給食費ごとに当該各号に定め」の各号に掲げる月分の延長保育料及び給食費ごとに当該各号に定め

- |第9条 前条に定めるもののほか、延長保育料又は給食費の変更及び|第9条 前条に定めるもののほか、延長保育料又は給食費の変更及び 徴収については、次に定めるところにより処理するものとする。
  - (1) 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が減額と なる場合は、原則としてその年度に限り、更正すべき月に遡って 延長保育料又は給食費を変更する。
  - (2) 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が増額と なる場合は、当該変更となる事由が判明した日の属する月の翌月 から延長保育料又は給食費を変更する。
  - (3) 月の中途において延長保育料又は給食費を変更する事由が生 じた場合は、翌月から変更し、徴収する。

(海外帰国者に係る所得の状況の認定)

- 育・保育給付認定子どもの保護者であって、1月2日以降に帰国し たことにより、区立認定こども園を利用しようとする年度において 区市町村民税が課税されていない者をいう。)の所得の状況の認定 については、次に定めるとおりとする。
- ら12月までの所得について、勤務先が発行した所得を証明する書 類(次号において「所得証明」という。)により所得割課税額を 算定する。
- (2) 所得証明において所得が外貨で表示されている場合は、所得 のあった年における最後の為替レートで所得を換算する。
- (3) 留学のため海外に居住していた場合は、留学先の学校等が発 行した在学証明書等により、所得がなかったものとみなす。 (督促)
- 督促の期間は、条例第10条第1項に規定する納付期限の翌日から次

る期日までとする。

- (1)1月分の延長保育料及び給食費 3月末日
- (2)2月分及び3月分の延長保育料及び給食費 5月末日
- (3)4月分及び5月分の延長保育料及び給食費 7月末日
- (4)6月分及び7月分の延長保育料及び給食費 9月末日
- 8月分及び9月分の延長保育料及び給食費 11月末日 (5)
- 10月分及び11月分の延長保育料及び給食費 翌年の1月末日 (6)
- (7) 12月分の延長保育料及び給食費 翌年の3月末日
- は、条例第10条第2項に規定する委員会が別に指定する納付期限の 翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までと する。
- (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用 の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の 末日
- (2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったと 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日 (環付)
- |第12条 条例第12条の規定により延長保育料又は給食費を還付するこ|第12条 条例第12条の規定により延長保育料又は給食費を還付するこ とができる場合及びその額は、次のとおりとする。
  - (1) 月の中途で退園をした場合であって、当該退園の日の属する 月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費を既に納付している とき 当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又 は給食費の額
  - (2) 第7条の規定により延長保育料又は給食費の減額又は免除を 受けた場合 既に納付した延長保育料又は給食費の額と減額又は 免除後の延長保育料又は給食費の額との差額
  - (3) 第8条又は第8条の2の規定により延長保育料又は給食費の

改正前

る期日までとする。

- 1月分の延長保育料及び給食費 3月末日
- 2月分及び3月分の延長保育料及び給食費 5月末日 (2)
- 4月分及び5月分の延長保育料及び給食費 7月末日 (3)
- 6月分及び7月分の延長保育料及び給食費 9月末日 (4)
- 8月分及び9月分の延長保育料及び給食費 11月末日 (5)
- (6) 10月分及び11月分の延長保育料及び給食費 翌年の1月末日
- (7) 12月分の延長保育料及び給食費 翌年の3月末日
- 条例第11条第1項の規定による預かり保育料に係る督促の期間2 条例第11条第1項の規定による預かり保育料に係る督促の期間 は、条例第10条第2項に規定する委員会が別に指定する納付期限の 翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までと する。
  - (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用 の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の 末日
  - (2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったと 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日 (環付)
  - とができる場合及びその額は、次のとおりとする。
  - (1) 月の中途で退園をした場合であって、当該退園の日の属する 月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費を既に納付している とき 当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又 は給食費の額
  - (2) 第7条の規定により延長保育料又は給食費の減額又は免除を 受けた場合 既に納付した延長保育料又は給食費の額と減額又は 免除後の延長保育料又は給食費の額との差額
  - (3) 第8条又は第8条の2の規定により延長保育料又は給食費の

額を変更した場合であって、当該年度に納付すべき延長保育料又 は給食費を既に納付しているとき 既に納付した延長保育料又は 給食費の額と変更後の延長保育料又は給食費の額との差額

- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委 昌会が相当と認める額
- 2 条例第12条の規定により預かり保育料を還付することができる場2 条例第12条の規定により預かり保育料を還付することができる場 合及びその額は、次のとおりとする。
  - り保育の利用の取消しを申し出たとき 全額
  - 会が相当と認める額
- 3 条例第12条の規定による延長保育料等の環付を受けようとする区3 条例第12条の規定による延長保育料等の環付を受けようとする区 扶養義務者は、過納金還付請求書(第8号様式)を委員会に提出し なければならない。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条か1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条か ら第6条まで、第1号様式から第5号様式まで及び次項の規定は、 公布の日から施行する。
- 2 公布の日から平成28年3月31日までの間における第1号様式、第2 公布の日から平成28年3月31日までの間における第1号様式、第 2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定の適用については、こ れらの規定中「3箇月」とあるのは、「60日」とする。

附 則(平成28年9月29日世教委規則第17号)

区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成28年4月1日か区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成28年4月1日か ら適用する。

額を変更した場合であって、当該年度に納付すべき延長保育料又 は給食費を既に納付しているとき 既に納付した延長保育料又は 給食費の額と変更後の延長保育料又は給食費の額との差額

- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委 昌会が相当と認める額
- 合及びその額は、次のとおりとする。
- (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預か (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預か り保育の利用の取消しを申し出たとき 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員 (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員 会が相当と認める額
- 立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は、立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は 扶養義務者は、過納金還付請求書(第9号様式)を委員会に提出し なければならない。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- ら第6条まで、第1号様式から第5号様式まで及び次項の規定は、 公布の日から施行する。
- 2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定の適用については、こ れらの規定中「3箇月」とあるのは、「60日」とする。

附 則(平成28年9月29日世教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷。この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷 ら適用する。

附 則(平成29年8月31日世教委規則第14号)

区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成29年4月1日か区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成29年4月1日か ら適用する。

附 則(平成30年8月31日世教委規則第11号)

- この規則は、平成30年9月1日から施行する。 附 則(平成30年10月12日世教委規則第13号)
- この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式及び第2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式及び第 は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和元年10月1日世教委規則第14号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第5号様式及び第2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第5号様式及び第 は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和3年●月●日世教委規則第 号)

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条の 4第1項の改正規定及び第5条の改正規定は、公布の日から施行す る。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式か ら第5号様式まで、第7号様式及び第8号様式の規定により作成さ れ、交付されている延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通 知書、給食費額決定通知書、給食費額変更通知書、延長保育料等減 額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書は、 れぞれこの規則による改正後の第1号様式から第4号様式まで、 6 号様式及び第7号様式の規定により作成され、交付された延長保 育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、

改正前

附 則(平成29年8月31日世教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷。この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷 ら適用する。

附 則(平成30年8月31日世教委規則第11号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(平成30年10月12日世教委規則第13号)

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 6 号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの 6 号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和元年10月1日世教委規則第14号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 8号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの 8号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの は、当分の間、修正して使用することができる。

改正後	改正前
給食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長	
保育料等減額・免除却下通知書とみなす。	
3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第	
9号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの	
は、当分の間、修正して使用することができる。	
(削除)	第1号様式(第6条関係)

改正後	改正前
(削除)	番
	年 月 日
	あて
	保育料額決定通知書
	世田谷区教育委員会 印
	保育料の額を次のとおり決定しましたので通知します。
	児童氏名
	支給認定証番号 第 号
	生年月日 年 月 日
	施設等名称
	保育料月額 円
	備考

	改正後		改正前
第 <u>1</u> 号様式(第6条 ぁて	を関係) 番 号 年 月 E 世田谷区教育委員会 [F]	あて	受関係) 番 号 年 月 日 世田谷区教育委員会 印
	延長保育料額決定通知書		延長保育料額決定通知書
延長保育料の額を次のる	とおり決定しましたので通知します。	延長保育料の額を次のと	とおり決定しましたので通知します。
児童氏名		児童氏名	
支給認定証番号	第    号	支給認定証番号	第    号
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
施設等名称		施設等名称	
延長保育料月額	円	延長保育料月額	円
延長保育の利用期間		延長保育の利用期間	
この処分について不服 3箇月以内に世田谷区野また、この処分の取り 箇月以内に、世田谷区を 区教育委員会になりまで った日から6箇月以内で えを提起することができ		この処分について不服 3箇月以内に世田谷区長 また、この処分の取別 箇月以内に、世田谷区を 区教育委員会になります った日から6箇月以内で えを提起することができ	

		 改正後	<u> </u>							 改正前		
あて				世田谷区	番 年 教育委	月	号日即	あて			番 年 世田谷区教育	月 月 日祭員会 田
	延長	保育料額変	更通知書						延長	保育料額変更通知書		
延長保育料の額を次のと	おり変更	しましたので	゛通知します。					延長保育料の額を次の。	上おり変更	しましたので通知します。		
児童氏名								児童氏名				
支給認定証番号	第		号					支給認定証番号	第	뮺		
生年月日	:	年 月	目					生年月日	:	年 月 日		
施設等名称								施設等名称				
延長保育料月額	変更前		円					延長保育料月額	変更前	円		
<b>建技体自科力</b> 額	変更後		円					是	変更後	円		
変更月								変更月				
変更理由								変更理由				
この処分について不削 3 箇月以内に世田谷区長 また、この処分の取消 箇月以内に、世田谷区を	した対し、5 もしの訴えは	審査請求をす は、この通知	ることができ を受け取った	きます。 た日の翌日;	から起り	算して	6	3 箇月以内に世田谷区: また、この処分の取	長に対し、9 肖しの訴え!	きは、この通知を受け取、 審査請求をすることができ は、この通知を受け取った て(訴訟において世田谷D	きます。 た日の翌日から起	算して6
区教育委員会になりますった日から6箇月以内でえを提起することができの取消しの訴えは、その6箇月以内に提起しない	であっても、 まなくなり: D審査請求し	処分の日が ます。)。た に対する裁決	ら1年を経過 だし、審査記	置すると処: 青求をしたは	分の取り 湯合にに	<b>消しの</b> は、処:	訴 分	った日から6箇月以内 えを提起することがで	であっても、 きなくなり: の審査請求!	起しなければなりません 、処分の日から1年を経済 ます。)。ただし、審査記 に対する裁決の送達を受い ません。	過すると処分の取 請求をした場合に	消しの訴 は、処分
第3号様式(第6条		± € /U o						第 <u>4</u> 号様式(第63		a c 10 o		

	改正後				改正前	
あて		番 年 世田谷区教育委員	<del>月</del> 月 日 会 即	あて		番 <del>年</del> 月 E 世田谷区教育委員会 E
	給食費額決定通知書				給食費額決定通知書	‡
給食費の額を次のとお	グ決定しましたので通知します。			給食費の額を次のとお	り決定しましたので通知します	•
児童氏名				児童氏名		
支給認定証番号	第    号			支給認定証番号	第    号	
生年月日	年 月 日			生年月日	年 月 日	
施設等名称				施設等名称		
給食費月額	円			給食費月額	円	
備考 給食費の額について3 第4号様式(第6多	変更のある場合は、その旨を別途通	知します。		備考 給食費の額について 第5号様式(第6章	変更のある場合は、その旨を別	途通知します。

		改正征	<del></del>				改正	前		
あて				番 年 月 世田谷区教育委員会	 あて				番 年 世田谷区教育委員	月日
	給	食費額変更	通知書			給	食費額変見	<b></b> 通知書		
給食費の額を次のとおり	変更しまり	したので通知	口します。		給食費の額を次のとお	り変更しま	したので通	知します。		
児童氏名					児童氏名					
支給認定証番号	第		号		支給認定証番号	第		号		
生年月日	1	年 月	目		生年月日	:	年 月	日		
施設等名称					施設等名称					
<b>公本</b> 申 [16]	変更前		円		<b>公</b> ◆ # □ ##	変更前		円		
給食費月額 	変更後		円		給食費月額 	変更後		円		
変更月					変更月					
変更理由					変更理由					
第 <u>5</u> 号様式(第7条	-関係)				第 <mark>6</mark> 号様式(第 7 <sup>5</sup>	<b>秦閏</b> 係)				

		改	正後							改』	三前				
					年	月	Ħ						年	月	目
世田谷区	乙教育委員会	きあて						世田谷区	乙教育委員会	; あて					
		延長保育料等源	┇額・免除申↓	<u>入</u> 書						延長保育料等減	額・免除申詢	込書			
申込者	住所	世田谷区	丁目	番	<del>물</del>			申込者	住所	世田谷区	丁目	番	号		
(保護者)	フリガナ			電話	番号			(保護者)	フリガナ			電話番	子		
	氏名				(	)			氏名				(	)	
	フリガナ			生年.	月日				フリガナ			生年月	目		
伊莱力	氏名				年	月	日生	旧立力	氏名				年	月	日生
児童名	フリガナ			生年.	月日			児童名	フリガナ			生年月	目		
	氏名				年	月	日生		氏名				年	月	日生
次の理由は	こより、延長	保育料等の滅額3	くは免除を申し	レ込みま	₹ <b>†</b> °			次の理由は	こより、延長	を保育料等の減額又	は免除を申し	ン込みま	₹. 		

改正後			改正前	
第 <u>6</u> 号様式(第7条関係)	番 号 年 月 日	第 <u>7</u> 号様式(	第7条関係)	番 号 年 月 日
あて			あて	
延長保育料等減額・免除剤	央定通知書		延長保育料等減額・免除決定通	知書
	世田谷区教育委員会 🛍			世田谷区教育委員会 100
延長保育料等の減額又は免除について、次のと	おり決定しましたので通知します。	延長保育料等の	の滅額又は免除について、次のとおり決	定しましたので通知します。
児童氏名		児童氏名		
支給認定証番号 第 号		支給認定証番号	第	
生年月日 年 月 日		生年月日	年 月 日	
施設等名称		施設等名称		
決定內容		決定內容		
この処分について不服があるときは、この通知を 箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をするこ	とができます。	箇月以内に世田行	谷区長に対し、審査請求をすることがて	<b>ゔきます。</b>
また、この処分の取消しの訴えは、この通知を5 月以内に、世田谷区を被告として(訴訟において				
育委員会になります。)、提起しなければなりませんら6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過ることができなくなります。)。ただし、審査請求は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の	ん(なお、この通知を受け取った日 過すると処分の取消しの訴えを提起 をした場合には、処分の取消しの訴	か育委員会になりま  すら6箇月以内では  えることができなく  起は、その審査請求	ます。)、提起しなければなりません(な ちっても、処分の日から1年を経過する くなります。)。ただし、審査請求をした 状に対する裁決の送達を受けた日の翌日	お、この通知を受け取った日か と処分の取消しの訴えを提起す 場合には、処分の取消しの訴え
しなければなりません。 第 <mark>7</mark> 号様式(第7条関係)		しなければなりる 第 <mark>8</mark> 号様式(		

	改正後				i	改正前				
		를 <b>甘</b>						番 年	月	<del>号</del> 日
あて			あて							
	延長保育料等減額・免除却下通知書			延長保育	育料等減	額・免除	卸下通知書	:		
	世田谷区教育委員会(	面					世	田谷区教	育委員会	÷ 🗊
延長保育料等の滅額	<b></b>	します	。 延長保育料等の滅都	便文は免除!	こついて	、次の理(	由により却	下しました	きので通	卸します
児童氏名			児童氏名							
支給認定証番号	第    号		支給認定証番号	第		뮺				
生年月日	年 月 日		生年月日		年 月	月 日				
施設等名称			施設等名称							
滅額・免除却下理由			減額・免除却下理由							
備考			備考							
て3箇月以内に世田 また、この処分のI 6箇月以内に、世田	不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算 谷区長に対し、審査請求をすることができます。 取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算し 谷区を被告として(訴訟において世田谷区を代表する者は、 なります。)、提起しなければなりません(なお、この通知を	·て 世	この処分について て3箇月以内に世田 また、この処分の 6箇月以内に、世田 田谷区教育委員会に	谷区長に対 取消しの訴 谷区を被告	し、審3 えは、3 として	査請求をす この通知を (訴訟にお	ることが 受け取った いて世田名	できます。 た日の翌日 3区を代表	から起? する者(	<b>算</b> して は、世

20/21

け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消

しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合に

は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日か

ら起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消

しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合に

は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日か

ら起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

				改〗	E後											改正	E前						
第 <u>8</u> 号様	式(第12条	を関係) 過 納	金	還	付	請	求書	=				第 <u>9</u> 号様	式(第12	条関係 過	系) 納 金	〕 還	付	請	求	書			
請求金額			万		千		百		+		円	請求金額			万		千		 译	₫	+		円
上記のと	:おり、延長1	保育料等	の還	付を請	家し	ます。		年		月	目	上記のと	: :おり、延 <del>』</del>	· 長保育料	半等の選	関付を話	<b>∮</b> 求し	ます。	,	•	年	月	目
世田谷区	教育委員会	あて										世田谷区	②教育委員会	会 あて	<u>.</u>								
						園 保 住	)稚園名 対児氏名 R護者 ÷所 R名				₽							<b>國</b> 化 值	加雅 医 閣児護 保許名	名			€

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則(平成28年2月世田谷区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の4第1項中「第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び」を「第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「別表第1備考第5項」を「別表第1備考第4項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条中「別表第1備考第1項第5号」を「別表第1備考第1項第4号」に、「別表第1備考第1項第4号」を「別表第1備考第1項第3号」に改める。

第6条第1項中「保育料額決定通知書(第1号様式)又は」を削り、同条第2項中「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条第3項中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第4項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第5項中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第7条第3項中「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条第4項中「第7号様式」を「第6号様式」に、「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

第12条第3項中「第9号様式」を「第8号様式」に改める。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式から第9号様式まで を1号ずつ繰り上げる。

附則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条の4第1項の改正 規定及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式から第5号様式まで、第7号様式及び第8号様式の規定により作成され、交付されている延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、給食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書は、それぞれこの規則による改正後の第1号様式から第4号様式まで、第6号様式及び第7号様式の規定により作成され、交付された延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、純食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第9号様式の規定

に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則

平成28年2月26日世教委規則第5号

改正

平成28年9月29日世教委規則第17号 平成29年8月31日世教委規則第14号 平成30年8月31日世教委規則第11号 平成30年10月12日世教委規則第13号 令和元年10月1日世教委規則第14号 令和3年●月●日世教委規則第 号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則

(趣旨)

|第1条 この規則は、世田谷区立認定こども園保育料条例(平成27年|第1条 この規則は、世田谷区立認定こども園保育料条例(平成27年| | 12月世田谷区条例第70号。以下「条例」という。) の施行について| | 12月世田谷区条例第70号。以下「条例」という。) の施行について 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

|第2条 この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支||第2条 この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支| |接法(平成24年法律第65号)及び条例において使用する用語の例によ|接法(平成24年法律第65号)及び条例において使用する用語の例によ| る。

(保育等を受ける子どもに係る保育料及び給食費の額の算定)

|第3条 特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を受ける教育・||第3条 特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を受ける教育・ 規則第3条第2項及び第3項中「区長」とあるのは、「世田谷区教

改正前

○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則

平成28年2月26日世教委規則第5号

改正

平成28年9月29日世教委規則第17号 平成29年8月31日世教委規則第14号 平成30年8月31日世教委規則第11号 平成30年10月12日世教委規則第13号 令和元年10月1日世教委規則第14号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則

(趣旨)

必要な事項を定めるものとする。

(定義)

(保育等を受ける子どもに係る保育料及び給食費の額の算定)

|保育給付認定子ども(以下「保育等を受ける子ども」という。)に | 保育給付認定子ども(以下「保育等を受ける子ども」という。)に 係る条例第3条の規定による保育料及び条例第5条の規定による給は係る条例第3条の規定による保育料及び条例第5条の規定による給 食費の額の算定については、世田谷区保育料条例施行規則(平成27 食費の額の算定については、世田谷区保育料条例施行規則(平成27 年3月世田谷区規則第43号。以下「区保育料規則」という。)第3 年3月世田谷区規則第43号。以下「区保育料規則」という。)第3 条から第5条までの規定を準用する。この場合において、区保育料 条から第5条までの規定を準用する。この場合において、区保育料 規則第3条第2項及び第3項中「区長」とあるのは、「世田谷区教

育委員会」と読み替えるものとする。

(教育等を受ける子どもに係る給食費の額の算定)

- 育・保育給付認定子ども(以下「教育等を受ける子ども」という。) 認定こども園を利用する教育等を受ける子どもと同一の世帯に属 し、かつ、生計を一にする当該教育等を受ける子どもの保護者及び それ以外の者の所得割課税額(条例別表第1備考第1項第1号に規 定する所得割課税額をいう。以下同じ。)の合計額により同条第1 項に規定する世帯の所得の状況(以下「世帯の所得の状況」という。) を認定し、算定するものとする。
- 2 教育等を受ける子どもの保護者は、毎年世田谷区教育委員会(以2 教育等を受ける子どもの保護者は、毎年世田谷区教育委員会(以 下「委員会」という。)が指定する期日までに教育等を受ける子ど もの属する世帯の所得の状況を証明する書類(以下「証明書類」と いう。)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が公 簿等により確認することができるときその他証明書類を提出する必 要がないと認めるときは、この限りでない。

(教育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することがで きない場合)

|第3条の3 条例別表第1備考第2項の教育・保育給付認定子どもの||第3条の3 条例別表第1備考第2項の教育・保育給付認定子どもの 属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、証明書類 の提出がない場合(前条第2項ただし書の規定に該当する場合を除 く。)とする。

(教育等を受ける子どもに係る所得割課税額の計算の特例)

定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8 及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5 条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5 改正前

育委員会」と読み替えるものとする。

(教育等を受ける子どもに係る給食費の額の算定)

- |第3条の2 特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を受ける教|第3条の2 特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を受ける教 育・保育給付認定子ども(以下「教育等を受ける子ども」という。) に係る条例第5条の規定による給食費の額の算定については、区立 に係る条例第5条の規定による給食費の額の算定については、区立 認定こども園を利用する教育等を受ける子どもと同一の世帯に属 し、かつ、生計を一にする当該教育等を受ける子どもの保護者及び それ以外の者の所得割課税額(条例別表第1備考第1項第1号に規 定する所得割課税額をいう。以下同じ。)の合計額により同条第1 項に規定する世帯の所得の状況(以下「世帯の所得の状況」という。) を認定し、算定するものとする。
  - 下「委員会」という。)が指定する期日までに教育等を受ける子ど もの属する世帯の所得の状況を証明する書類(以下「証明書類」と いう。)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が公 簿等により確認することができるときその他証明書類を提出する必 要がないと認めるときは、この限りでない。

(教育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することがで きない場合)

属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、証明書類 の提出がない場合(前条第2項ただし書の規定に該当する場合を除 く。)とする。

(教育等を受ける子どもに係る所得割課税額の計算の特例)

|第3条の4 条例別表第1備考第1項第1号の規則で定める法令の規||第3条の4 条例別表第1備考第1項第1号の規則で定める法令の規| 定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8 及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5 条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条第4項から第6項

までの規定とする。

項、第7条の3第2項並びに第45条第4項から第6項までの規定と する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 条例別表第1備考第4項の規定による規則で定める所得割課税額3 条例別表第1備考第5項の規定による規則で定める所得割課税額 は、当該年(4月から8月までにあっては、前年)の1月1日現在 は、当該年(4月から8月までにあっては、前年)の1月1日現在 において区内に住所を有していたものとして計算する。

(多子世帯の給食費の額)

- |第4条 | 教育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世||第4条 | 教育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世| 帯の給食費の額は、所得割課税額が77,100円を超える世帯であり、 かつ、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する者又は小学校1 年生から3年生までの児童が3人以上ある世帯である場合におい 年生から3年生までの児童が3人以上ある世帯である場合におい て、そのうち最年長者でなく、かつ、その次の年長者でない教育等して、そのうち最年長者でなく、かつ、その次の年長者でない教育等 を受ける子どもについては、月額1,900円とする。

2 条例別表第1備考第4項の規定による規則で定める所得割課税額 は、所得割課税額から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める額に世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号) 第18条第1項に規定する税率を乗じて得た額を減じた額とする。 だし、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定す る合計所得金額をいう。以下同じ。)が1,250,000円以下である者に ついては、その者の所得割課税額は、零とする。

改正前

- (1) 世帯の所得の状況の認定に係る母(次号に掲げる者を除く 260,000円
- (2) 世帯の所得の状況の認定に係る母であって、前年の合計所得 金額が5,000,000円以下であるもの 300,000円
- (3) 世帯の所得の状況の認定に係る父であって、前年の合計所得 金額が5,000,000円以下であるもの 260,000円
- において区内に住所を有していたものとして計算する。

(多子世帯の給食費の額)

- 帯の給食費の額は、所得割課税額が77,100円を超える世帯であり、 かつ、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する者又は小学校1 を受ける子どもについては、月額1,900円とする。
- 2 保育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世帯の2 保育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世帯の 給食費の額は、区保育料規則第6条の3の規定を準用する。この場は食費の額は、区保育料規則第6条の3の規定を準用する。この場 合において、同条第1項中「条例第5条の3」とあるのは「世田谷」合において、同条第1項中「条例第5条の3」とあるのは「世田谷

区立認定こども園保育料条例第6条」と、同条第2項中「区長」と あるのは「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。

(保育短時間による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る) 延長保育料)

例第54号。以下「区保育料条例」という。)別表第1備考第1項第 4号に規定する保育短時間をいう。)による保育を受ける教育・保 育給付認定子どもに係る延長保育料は、保育標準時間(区保育料条 例別表第1備考第1項第3号に規定する保育標準時間をいう。)の 保育時間を超えて行う保育について徴収するものとし、その額は、 区保育料条例別表第2に定めるとおりとする。

(保育料等の額の決定等の通知)

- 園) 承諾書により行うものとする。
- 育料額決定通知書(第1号様式)又は延長保育承諾書(世田谷区教 育料額決定通知書(第2号様式)又は延長保育承諾書(世田谷区教 育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調 育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調 整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規 整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規 則第5号)第22号様式)により行うものとする。
- 3 条例第8条の規定による延長保育料の額の変更の通知は、延長保3 条例第8条の規定による延長保育料の額の変更の通知は、延長保 育料額変更通知書(第2号様式)により行うものとする。
- 定通知書(第3号様式)により行うものとする。
- 5 条例第8条の規定による給食費の額の変更の通知は、給食費額変 5 条例第8条の規定による給食費の額の変更の通知は、給食費額変 更通知書(第4号様式)により行うものとする。

区立認定こども園保育料条例第6条」と、同条第2項中「区長」と あるのは「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。

(保育短時間による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る 延長保育料)

第5条 保育短時間(世田谷区保育料条例(平成26年12月世田谷区条第5条 保育短時間(世田谷区保育料条例(平成26年12月世田谷区条 例第54号。以下「区保育料条例」という。)別表第1備考第1項第 5号に規定する保育短時間をいう。)による保育を受ける教育・保 育給付認定子どもに係る延長保育料は、保育標準時間(区保育料条 例別表第1備考第1項第4号に規定する保育標準時間をいう。)の 保育時間を超えて行う保育について徴収するものとし、その額は、 区保育料条例別表第2に定めるとおりとする。

(保育料等の額の決定等の通知)

- |第6条 条例第8条の規定による保育料の額の決定の通知は、入園(転<mark>)</mark>第6条 条例第8条の規定による保育料の額の決定の通知は、<mark>保育料</mark> 額決定通知書(第1号様式)又は入園(転園)承諾書により行うも のとする。
- 2 条例第8条の規定による延長保育料の額の決定の通知は、延長保2 条例第8条の規定による延長保育料の額の決定の通知は、延長保 則第5号)第22号様式)により行うものとする。
  - 育料額変更通知書(第3号様式)により行うものとする。
- 4 条例第8条の規定による給食費の額の決定の通知は、給食費額決4 条例第8条の規定による給食費の額の決定の通知は、給食費額決 定通知書(第4号様式)により行うものとする。
  - 更通知書(第5号様式)により行うものとする。
  - 条例第8条の規定による預かり保育料の額の決定の通知は、預か6 条例第8条の規定による預かり保育料の額の決定の通知は、預か り保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書(世田谷区立幼稚園)り保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書(世田谷区立幼稚園

預かり保育規則(平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号)第 3号様式)により行うものとする。

(減免)

- |第7条 委員会は、条例第9条の規定により次の各号のいずれかに該<mark>第7条 委員会は、条例第9条の規定により次の各号のいずれかに該</mark> 当する場合は、当該各号に定めるところにより、延長保育料、給食 費又は預かり保育料(以下「延長保育料等」という。)を減額し、 又は免除することができるものとする。
  - (1) 教育等を受ける子ども及びその保護者又は扶養義務者の責に 帰すことができない事由により給食の提供を受けることができな いとき 委員会が相当と認める額(給食費に係るものに限る。)
  - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が延長保育料等を減額し、 又は免除することが必要と認めるとき 委員会が相当と認める額
- 2 前項に規定するもののほか、保育等を受ける子どもに係る条例第2 9条の規定による延長保育料又は給食費の減額又は免除について は、区保育料規則第10条第1項及び第2項の規定を準用する。この 場合において、同条第1項中「条例第7条」とあるのは「世田谷区 立認定こども園保育料条例第9条」と、同条第2項中「区長」とあ るのは「世田谷区教育委員会」と、「第3条第2項ただし書」とあ るのは「第3条第2項ただし書又は世田谷区立認定こども園保育料 条例施行規則第3条の2第2項ただし書」と読み替えるものとする。
- 区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者3 又は扶養義務者は、条例第9条の規定による延長保育料等の減額又 は免除(以下「延長保育料等の減額又は免除」という。)を受けよ うとするときは、延長保育料等減額・免除申込書(第5号様式。以 下「減免申込書」という。)に委員会が必要と認める書類を添えて 委員会に提出しなければならない。ただし、減免申込書を提出する 必要がないと委員会が認めるときは、当該減免申込書の提出を省略 することができる。

改正前

預かり保育規則(平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号)第 3号様式)により行うものとする。 (減免)

- 当する場合は、当該各号に定めるところにより、延長保育料、給食 費又は預かり保育料(以下「延長保育料等」という。)を減額し、 又は免除することができるものとする。
- (1) 教育等を受ける子ども及びその保護者又は扶養義務者の責に 帰すことができない事由により給食の提供を受けることができな いとき 委員会が相当と認める額(給食費に係るものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が延長保育料等を減額し、

又は免除することが必要と認めるとき 委員会が相当と認める額 前項に規定するもののほか、保育等を受ける子どもに係る条例第 9条の規定による延長保育料又は給食費の減額又は免除について は、区保育料規則第10条第1項及び第2項の規定を準用する。この 場合において、同条第1項中「条例第7条」とあるのは「世田谷区 立認定こども園保育料条例第9条」と、同条第2項中「区長」とあ るのは「世田谷区教育委員会」と、「第3条第2項ただし書」とあ るのは「第3条第2項ただし書又は世田谷区立認定こども園保育料 条例施行規則第3条の2第2項ただし書」と読み替えるものとする。 区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者 又は扶養義務者は、条例第9条の規定による延長保育料等の減額又 は免除(以下「延長保育料等の減額又は免除」という。)を受けよ うとするときは、延長保育料等減額・免除申込書(第6号様式。以 下「減免申込書」という。)に委員会が必要と認める書類を添えて 委員会に提出しなければならない。ただし、減免申込書を提出する 必要がないと委員会が認めるときは、当該減免申込書の提出を省略 することができる。

- 4 委員会は、減免申込書の提出があった場合(前項ただし書の規定 4 委員会は、減免申込書の提出があった場合(前項ただし書の規定 により減免申込書を提出する必要がないと認めた場合を含む。)に おいて、延長保育料等の減額又は免除をすることを決定したときは 延長保育料等減額・免除決定通知書(第6号様式)により、延長保 育料等の減額又は免除をしないことを決定したときは延長保育料等 減額・免除却下通知書(第7号様式)により、当該減免申込書を提 出した者(同項ただし書の規定により減免申込書の提出を省略した 者を含む。) に通知するものとする。
- 免除は、減免申込書の提出があった日の属する年度において、区立 認定こども園の利用を開始した日の属する月から行うものとする。 ただし、世帯の状況等の変更により給食費又は預かり保育料の減額 又は免除を決定した場合は、当該変更が生じた日の属する月から給 食費又は預かり保育料の減額又は免除を行うものとする。
- 除を行う月については、区保育料規則第10条第5項の規定を準用す る。この場合において、同項第4号中「区長」とあるのは、「世田 谷区教育委員会」と読み替えるものとする。

(世帯の所得の状況等の変更による延長保育料又は給食費の額の変 更)

- |第8条 教育・保育給付認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定|第8条 教育・保育給付認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定| 類その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出することにより 届け出なければならない。ただし、委員会が公簿等により確認する ことができるときその他必要がないと認めるときは、この限りでな V )
- 2 委員会は、教育等を受ける子どもの保護者から前項の規定による2 委員会は、教育等を受ける子どもの保護者から前項の規定による 届出があった場合(同項ただし書の規定に該当する場合を含む。)

- により減免申込書を提出する必要がないと認めた場合を含む。)に おいて、延長保育料等の減額又は免除をすることを決定したときは 延長保育料等減額・免除決定通知書(第7号様式)により、延長保 育料等の減額又は免除をしないことを決定したときは延長保育料等 減額・免除却下通知書(第8号様式)により、当該減免申込書を提 出した者(同項ただし書の規定により減免申込書の提出を省略した 者を含む。) に通知するものとする。
- 5 教育等を受ける子どもに係る給食費又は預かり保育料の減額又は5 教育等を受ける子どもに係る給食費又は預かり保育料の減額又は 免除は、減免申込書の提出があった日の属する年度において、区立 認定こども園の利用を開始した日の属する月から行うものとする。 ただし、世帯の状況等の変更により給食費又は預かり保育料の減額 又は免除を決定した場合は、当該変更が生じた日の属する月から給 食費又は預かり保育料の減額又は免除を行うものとする。
  - 保育等を受ける子どもに係る延長保育料又は給食費の減額又は免6 保育等を受ける子どもに係る延長保育料又は給食費の減額又は免 除を行う月については、区保育料規則第10条第5項の規定を準用す る。この場合において、同項第4号中「区長」とあるのは、「世田 谷区教育委員会」と読み替えるものとする。

(世帯の所得の状況等の変更による延長保育料又は給食費の額の変

- 子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったときは、証明書といるの属する世帯の所得の状況等に変更があったときは、証明書 類その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出することにより 届け出なければならない。ただし、委員会が公簿等により確認する ことができるときその他必要がないと認めるときは、この限りでな 1
  - 届出があった場合(同項ただし書の規定に該当する場合を含む。)

において、教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況等に変 更があったと認めるときは、当該届出のあった日(同項ただし書の 規定に該当する場合においては、委員会が当該変更を認める日。以 下この項において同じ。)の属する月の翌月(その日が月の初日で あるときは、その日の属する月。以下この項において「認定月」と 合において、委員会は、必要があると認めるときは、認定月前の月 の額を変更することができるものとする。

- 3 保育等を受ける子どもに係る世帯の所得の状況等の変更があった|3 保育等を受ける子どもに係る世帯の所得の状況等の変更があった| 長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は 給食費の額の変更)
- 変更することができるものとする。
- 2 前項の場合において、委員会は、世帯の所得の状況等を確認する2 前項の場合において、委員会は、世帯の所得の状況等を確認する て給食費の額を変更するものとする。
- 3 保育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することがで3 保育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することがで 料規則第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」 とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (延長保育料又は給食費の変更等の処理)

において、教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況等に変 更があったと認めるときは、当該届出のあった日(同項ただし書の 規定に該当する場合においては、委員会が当該変更を認める日。以 下この項において同じ。)の属する月の翌月(その日が月の初日で あるときは、その日の属する月。以下この項において「認定月」と いう。)以後の月分の給食費の額を変更することができる。この場 いう。)以後の月分の給食費の額を変更することができる。この場 合において、委員会は、必要があると認めるときは、認定月前の月 - 分(当該届出のあった日の属する年度内の月分に限る。)の給食費|--分(当該届出のあった日の属する年度内の月分に限る。)の給食費| の額を変更することができるものとする。

- 場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則 場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則 - 第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区| 第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区| 長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は 給食費の額の変更)
- |第8条の2 委員会は、条例別表第1備考第2項の規定により決定し||第8条の2 委員会は、条例別表第1備考第2項の規定により決定し た教育等を受ける子どもに係る給食費については、当該給食費に係した教育等を受ける子どもに係る給食費については、当該給食費に係 る給食の提供が行われる期間の属する年度の末日までに、委員会が る給食の提供が行われる期間の属する年度の末日までに、委員会が 世帯の所得の状況等を確認することができた場合に限り、その額を世帯の所得の状況等を確認することができた場合に限り、その額を 変更することができるものとする。
  - ことができ、税額が判明したときは、その年度に限り、4月に溯っ ことができ、税額が判明したときは、その年度に限り、4月に溯っ て給食費の額を変更するものとする。
  - きない場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育」きない場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育 料規則第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」 とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (延長保育料又は給食費の変更等の処理)

- 徴収については、次に定めるところにより処理するものとする。
  - (1) 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が減額と なる場合は、原則としてその年度に限り、更正すべき月に遡って 延長保育料又は給食費を変更する。
  - (2) 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が増額と なる場合は、当該変更となる事由が判明した日の属する月の翌月 から延長保育料又は給食費を変更する。
  - (3) 月の中途において延長保育料又は給食費を変更する事由が生 じた場合は、翌月から変更し、徴収する。

(海外帰国者に係る所得の状況の認定)

- |第10条 海外帰国者(外国での勤務等により海外に居住していた教|第10条 海外帰国者(外国での勤務等により海外に居住していた教| 育・保育給付認定子どもの保護者であって、1月2日以降に帰国し たことにより、区立認定こども園を利用しようとする年度において 区市町村民税が課税されていない者をいう。)の所得の状況の認定 については、次に定めるとおりとする。
  - (1) 前年に所得があることが明らかである場合は、前年の1月か (1) 前年に所得があることが明らかである場合は、前年の1月か ら12月までの所得について、勤務先が発行した所得を証明する書 類(次号において「所得証明」という。)により所得割課税額を 算定する。
  - (2) 所得証明において所得が外貨で表示されている場合は、所得 のあった年における最後の為替レートで所得を換算する。
  - (3) 留学のため海外に居住していた場合は、留学先の学校等が発 行した在学証明書等により、所得がなかったものとみなす。 (督促)
- |第11条 条例第11条第1項の規定による延長保育料及び給食費に係る|第11条 条例第11条第1項の規定による延長保育料及び給食費に係る| 督促の期間は、条例第10条第1項に規定する納付期限の翌日から次 の各号に掲げる月分の延長保育料及び給食費ごとに当該各号に定め」の各号に掲げる月分の延長保育料及び給食費ごとに当該各号に定め

- |第9条 前条に定めるもののほか、延長保育料又は給食費の変更及び|第9条 前条に定めるもののほか、延長保育料又は給食費の変更及び 徴収については、次に定めるところにより処理するものとする。
  - (1) 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が減額と なる場合は、原則としてその年度に限り、更正すべき月に遡って 延長保育料又は給食費を変更する。
  - (2) 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が増額と なる場合は、当該変更となる事由が判明した日の属する月の翌月 から延長保育料又は給食費を変更する。
  - (3) 月の中途において延長保育料又は給食費を変更する事由が生 じた場合は、翌月から変更し、徴収する。

(海外帰国者に係る所得の状況の認定)

- 育・保育給付認定子どもの保護者であって、1月2日以降に帰国し たことにより、区立認定こども園を利用しようとする年度において 区市町村民税が課税されていない者をいう。)の所得の状況の認定 については、次に定めるとおりとする。
- ら12月までの所得について、勤務先が発行した所得を証明する書 類(次号において「所得証明」という。)により所得割課税額を 算定する。
- (2) 所得証明において所得が外貨で表示されている場合は、所得 のあった年における最後の為替レートで所得を換算する。
- (3) 留学のため海外に居住していた場合は、留学先の学校等が発 行した在学証明書等により、所得がなかったものとみなす。 (督促)
- 督促の期間は、条例第10条第1項に規定する納付期限の翌日から次

る期日までとする。

- (1)1月分の延長保育料及び給食費 3月末日
- (2)2月分及び3月分の延長保育料及び給食費 5月末日
- (3)4月分及び5月分の延長保育料及び給食費 7月末日
- (4)6月分及び7月分の延長保育料及び給食費 9月末日
- 8月分及び9月分の延長保育料及び給食費 11月末日 (5)
- 10月分及び11月分の延長保育料及び給食費 翌年の1月末日 (6)
- (7) 12月分の延長保育料及び給食費 翌年の3月末日
- は、条例第10条第2項に規定する委員会が別に指定する納付期限の 翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までと する。
- (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用 の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の 末日
- (2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったと 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日 (環付)
- |第12条 条例第12条の規定により延長保育料又は給食費を還付するこ|第12条 条例第12条の規定により延長保育料又は給食費を還付するこ とができる場合及びその額は、次のとおりとする。
  - (1) 月の中途で退園をした場合であって、当該退園の日の属する 月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費を既に納付している とき 当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又 は給食費の額
  - (2) 第7条の規定により延長保育料又は給食費の減額又は免除を 受けた場合 既に納付した延長保育料又は給食費の額と減額又は 免除後の延長保育料又は給食費の額との差額
  - (3) 第8条又は第8条の2の規定により延長保育料又は給食費の

改正前

る期日までとする。

- 1月分の延長保育料及び給食費 3月末日
- 2月分及び3月分の延長保育料及び給食費 5月末日 (2)
- 4月分及び5月分の延長保育料及び給食費 7月末日 (3)
- 6月分及び7月分の延長保育料及び給食費 9月末日 (4)
- 8月分及び9月分の延長保育料及び給食費 11月末日 (5)
- (6) 10月分及び11月分の延長保育料及び給食費 翌年の1月末日
- (7) 12月分の延長保育料及び給食費 翌年の3月末日
- 条例第11条第1項の規定による預かり保育料に係る督促の期間2 条例第11条第1項の規定による預かり保育料に係る督促の期間 は、条例第10条第2項に規定する委員会が別に指定する納付期限の 翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までと する。
  - (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用 の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の 末日
  - (2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったと 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日 (環付)
  - とができる場合及びその額は、次のとおりとする。
  - (1) 月の中途で退園をした場合であって、当該退園の日の属する 月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費を既に納付している とき 当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又 は給食費の額
  - (2) 第7条の規定により延長保育料又は給食費の減額又は免除を 受けた場合 既に納付した延長保育料又は給食費の額と減額又は 免除後の延長保育料又は給食費の額との差額
  - (3) 第8条又は第8条の2の規定により延長保育料又は給食費の

額を変更した場合であって、当該年度に納付すべき延長保育料又 は給食費を既に納付しているとき 既に納付した延長保育料又は 給食費の額と変更後の延長保育料又は給食費の額との差額

- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委 昌会が相当と認める額
- 2 条例第12条の規定により預かり保育料を還付することができる場2 条例第12条の規定により預かり保育料を還付することができる場 合及びその額は、次のとおりとする。
  - り保育の利用の取消しを申し出たとき 全額
  - 会が相当と認める額
- 3 条例第12条の規定による延長保育料等の環付を受けようとする区3 条例第12条の規定による延長保育料等の環付を受けようとする区 扶養義務者は、過納金還付請求書(第8号様式)を委員会に提出し なければならない。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条か1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条か ら第6条まで、第1号様式から第5号様式まで及び次項の規定は、 公布の日から施行する。
- 2 公布の日から平成28年3月31日までの間における第1号様式、第2 公布の日から平成28年3月31日までの間における第1号様式、第 2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定の適用については、こ れらの規定中「3箇月」とあるのは、「60日」とする。

附 則(平成28年9月29日世教委規則第17号)

区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成28年4月1日か区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成28年4月1日か ら適用する。

額を変更した場合であって、当該年度に納付すべき延長保育料又 は給食費を既に納付しているとき 既に納付した延長保育料又は 給食費の額と変更後の延長保育料又は給食費の額との差額

- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委 昌会が相当と認める額
- 合及びその額は、次のとおりとする。
- (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預か (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預か り保育の利用の取消しを申し出たとき 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員 (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員 会が相当と認める額
- 立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は、立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は 扶養義務者は、過納金還付請求書(第9号様式)を委員会に提出し なければならない。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- ら第6条まで、第1号様式から第5号様式まで及び次項の規定は、 公布の日から施行する。
- 2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定の適用については、こ れらの規定中「3箇月」とあるのは、「60日」とする。

附 則(平成28年9月29日世教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷。この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷 ら適用する。

附 則(平成29年8月31日世教委規則第14号)

区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成29年4月1日か区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成29年4月1日か ら適用する。

附 則(平成30年8月31日世教委規則第11号)

- この規則は、平成30年9月1日から施行する。 附 則(平成30年10月12日世教委規則第13号)
- この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式及び第2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式及び第 は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和元年10月1日世教委規則第14号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第5号様式及び第2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第5号様式及び第 は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和3年●月●日世教委規則第 号)

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条の 4第1項の改正規定及び第5条の改正規定は、公布の日から施行す る。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式か ら第5号様式まで、第7号様式及び第8号様式の規定により作成さ れ、交付されている延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通 知書、給食費額決定通知書、給食費額変更通知書、延長保育料等減 額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書は、 れぞれこの規則による改正後の第1号様式から第4号様式まで、 6 号様式及び第7号様式の規定により作成され、交付された延長保 育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、

改正前

附 則(平成29年8月31日世教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷。この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷 ら適用する。

附 則(平成30年8月31日世教委規則第11号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(平成30年10月12日世教委規則第13号)

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 6 号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの 6 号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和元年10月1日世教委規則第14号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 8号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの 8号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの は、当分の間、修正して使用することができる。

改正後	改正前
給食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長	
保育料等減額・免除却下通知書とみなす。	
3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第	
9号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの	
は、当分の間、修正して使用することができる。	
(削除)	第1号様式(第6条関係)

改正後	改正前
(削除)	番
	年 月 日
	あて
	保育料額決定通知書
	世田谷区教育委員会 印
	保育料の額を次のとおり決定しましたので通知します。
	児童氏名
	支給認定証番号 第 号
	生年月日 年 月 日
	施設等名称
	保育料月額 円
	備考

	改正後		改正前
第 <u>1</u> 号様式(第6条 ぁて	を関係) 番 号 年 月 E 世田谷区教育委員会 [F]	あて	受関係) 番 号 年 月 日 世田谷区教育委員会 印
	延長保育料額決定通知書		延長保育料額決定通知書
延長保育料の額を次のる	とおり決定しましたので通知します。	延長保育料の額を次のと	とおり決定しましたので通知します。
児童氏名		児童氏名	
支給認定証番号	第    号	支給認定証番号	第    号
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
施設等名称		施設等名称	
延長保育料月額	円	延長保育料月額	円
延長保育の利用期間		延長保育の利用期間	
この処分について不服 3箇月以内に世田谷区野また、この処分の取り 箇月以内に、世田谷区を 区教育委員会になりまで った日から6箇月以内で えを提起することができ		この処分について不服 3箇月以内に世田谷区長 また、この処分の取別 箇月以内に、世田谷区を 区教育委員会になります った日から6箇月以内で えを提起することができ	

		 改正後	<u> </u>							 改正前		
あて				世田谷区	番 年 教育委	月	日即	あて			番 年 世田谷区教育委	月 F 月 E 員会 E
	延長	保育料額変	更通知書						延長	保育料額変更通知書		
延長保育料の額を次のと	おり変更	しましたので	゛通知します。					延長保育料の額を次の。	とおり変更	しましたので通知します。		
児童氏名								児童氏名				
支給認定証番号	第		号					支給認定証番号	第	뮺		
生年月日	:	年 月	目					生年月日	:	年 月 日		
施設等名称								施設等名称				
延長保育料月額	変更前		円					延長保育料月額	変更前	円		
<b>建技体自科力</b> 額	変更後		円					是	変更後	円		
変更月								変更月				
変更理由								変更理由				
この処分について不削 3箇月以内に世田谷区長 また、この処分の取消 箇月以内に、世田谷区を	した対し、5 もしの訴えは	審査請求をす は、この通知	ることができ を受け取った	きます。 た日の翌日;	から起り	算して	6	3 箇月以内に世田谷区: また、この処分の取	長に対し、9 肖しの訴え!	きは、この通知を受け取、 審査請求をすることができ は、この通知を受け取った て(訴訟において世田谷B	きます。 た日の翌日から起!	算して6
区教育委員会になりますった日から6箇月以内でえを提起することができの取消しの訴えは、その6箇月以内に提起しない	であっても、 まなくなり: D審査請求し	処分の日が ます。)。た に対する裁決	ら1年を経過 だし、審査記	過すると処: 青求をしたは	分の取り 場合にに	<b>消しの</b> は、処:	訴分	った日から6箇月以内 えを提起することがで	であっても、 きなくなり: の審査請求!	起しなければなりません 、処分の日から1年を経過 ます。)。ただし、審査記 に対する裁決の送達を受い ません	過すると処分の取れ 情求をした場合にし	悄しの訴 は、処分
第3号様式(第6条		- C/U o						第 <u>4</u> 号様式(第63		a, c. 70 o		

	改正後				改正前	
あて		番 年 世田谷区教育委員	<del>月</del> 月 日 会 即	あて		番 <del>年</del> 月 E 世田谷区教育委員会 E
	給食費額決定通知書				給食費額決定通知書	‡
給食費の額を次のとお	)決定しましたので通知します。			給食費の額を次のとお	り決定しましたので通知します	•
児童氏名				児童氏名		
支給認定証番号	第    号			支給認定証番号	第    号	
生年月日	年 月 日			生年月日	年 月 日	
施設等名称				施設等名称		
給食費月額	円			給食費月額	円	
備考 給食費の額について3 第4号様式(第6多	変更のある場合は、その旨を別途通	知します。		備考 給食費の額について 第5号様式(第6章	変更のある場合は、その旨を別	途通知します。

		改正征	<del></del>				改正	前		
あて				番 年 月 世田谷区教育委員会	 あて				番 年 世田谷区教育委員	月日
	給	食費額変更	通知書			給	食費額変見	<b></b> 通知書		
給食費の額を次のとおり	変更しまり	したので通知	口します。		給食費の額を次のとお	り変更しま	したので通	知します。		
児童氏名					児童氏名					
支給認定証番号	第		号		支給認定証番号	第		号		
生年月日	1	年 月	目		生年月日	:	年 月	目		
施設等名称					施設等名称					
<b>公本</b> 申 [16]	変更前		円		<b>公</b> ◆ # □ ##	変更前		円		
給食費月額	変更後		円		給食費月額 	変更後		円		
変更月					変更月					
変更理由					変更理由					
第 <u>5</u> 号様式(第7条	-関係)				第 <mark>6</mark> 号様式(第 7 <sup>5</sup>	<b>秦閏</b> 係)				

		改	正後							改〕	E前				
					年	月	日						年	月	Ħ
世田谷区	乙教育委員会	きあて						世田谷区	<b>艾</b> 教育委員会	きあて					
		延長保育料等》	域額・免除申↓	<u>入</u> 書						延長保育料等減	額・免除申記	<b>込書</b>			
申込者	住所	世田谷区	丁目	番	号			申込者	住所	世田谷区	丁目	番	号		
(保護者)	フリガナ			電話	番号			(保護者)	フリガナ			電話看	<b>备号</b>		
	氏名				(	)			氏名				(	)	
	フリガナ			生年	月日				フリガナ			生年月	月日		
[d + +	氏名				年	月	日生	[H + + 4	氏名				年	月	日生
児童名	フリガナ			生年	月日			児童名	フリガナ			生年月	月日		
	氏名				年	月	日生		氏名				年	月	日生
次の理由に	こより、延長	保育料等の減額で	又は免除を申し	込みま	(す。			次の理由は	こより、延長	を保育料等の減額又	は免除を申し	ン込みま	す。		

改正後				改正前		
第 <u>6</u> 号様式(第7条関係)	番 号 年 月 日	第 <u>7</u> 号様	式(第7条関係	(5)	番年	<del>号</del> 月 日
あて			あて			
延長保育料等減額・免除	决定通知書		延長何	保育料等減額・免除決策	<b>党通知書</b>	
	世田谷区教育委員会 🗈				世田谷区教育	育委員会 面
延長保育料等の減額又は免除について、次のと	おり決定しましたので通知します。	。  延長保育	料等の減額又は免	除について、次のとおり	り決定しましたので	で通知します。
児童氏名		児童氏名				
支給認定証番号 第 号		支給認定記	E番号 第	뮺		
生年月日 年 月 日		生年月日	年	. 月 日		
施設等名称		施設等名和	<b></b>			
決定內容		決定内容				
この処分について不服があるときは、この通知 箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をするこ	とができます。	箇月以内に	世田谷区長に対し、	. 審査請求をすることが	ができます。	
また、この処分の取消しの訴えは、この通知を 月以内に、世田谷区を被告として(訴訟において						
育委員会になります。)、提起しなければなりませ ら6箇月以内であっても、処分の日から1年を経 ることができなくなります。)。ただし、審査請求 は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日	ん(なお、この通知を受け取った 過すると処分の取消しの訴えを提 をした場合には、処分の取消しの	日か育委員会に 起すら6箇月以 訴えることがで 提起は、その審	なります。)、提起 内であっても、処 きなくなります。)。 査請求に対する裁	しなければなりません 分の日から1年を経過す 、ただし、審査請求をし	(なお、この通知を すると処分の取消し いた場合には、処分	を受け取った日 レの訴えを提起 うの取消しの訴
しなければなりません。 第 <u>7</u> 号様式(第7条関係)			なりません。 式(第 7 条関係	<u>(</u>		

	改正後				i	改正前				
		를 <b>甘</b>						番 年	月	<del>号</del> 日
あて			あて							
	延長保育料等減額・免除却下通知書			延長保育	育料等減	額・免除	卸下通知書	:		
	世田谷区教育委員会(	面					世	田谷区教	育委員会	÷ 🗊
延長保育料等の滅額	<b></b>	します	。 延長保育料等の滅都	便文は免除!	こついて	、次の理(	由により却	下しました	きので通	卸します
児童氏名			児童氏名							
支給認定証番号	第    号		支給認定証番号	第		뮺				
生年月日	年 月 日		生年月日		年 月	月 日				
施設等名称			施設等名称							
滅額・免除却下理由			減額・免除却下理由							
備考			備考							
て3箇月以内に世田 また、この処分のI 6箇月以内に、世田	不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算 谷区長に対し、審査請求をすることができます。 取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算し 谷区を被告として(訴訟において世田谷区を代表する者は、 なります。)、提起しなければなりません(なお、この通知を	·て 世	この処分について て3箇月以内に世田 また、この処分の 6箇月以内に、世田 田谷区教育委員会に	谷区長に対 取消しの訴 谷区を被告	し、審3 えは、3 として	査請求をす この通知を (訴訟にお	ることが 受け取った いて世田名	できます。 た日の翌日 3区を代表	から起? する者(	<b>算</b> して は、世

20/21

け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消

しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合に

は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日か

ら起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消

しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合に

は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日か

ら起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

				改〗	E後											改正	E前						
第 <u>8</u> 号様	式(第12条	を関係) 過 納	金	還	付	請	求書	=				第 <u>9</u> 号様	式(第12	条関係 過	系) 納 金	〕 還	付	請	求	書			
請求金額			万		千		百		+		円	請求金額			万		千		 译	₫	+		円
上記のと	:おり、延長1	保育料等	の還	付を請	家し	ます。		年		月	目	上記のと	: :おり、延 <del>』</del>	長保育料	斗等の選	関付を話	<b>∮</b> 求し	ます。	,	•	年	月	目
世田谷区	教育委員会	あて										世田谷区	②教育委員会	会 あて									
						園 保 住	)稚園名  児氏名   護者  :所				₽							<b>國</b> 化 值	加雅 医 閣児護 保許名	名			€